

サポートセンターからのお知らせ

■ 田辺・橋本での出張相談について （要予約・無料）

遠隔地等のため和歌山県 NPO サポートセンターまでお越しいただくのが困難なみなさまのために、以下の2カ所で毎月2回ずつ出張相談を承っております。事前にご予約下さい。なお、1件あたりの相談時間は1時間以内とさせていただきます。

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2・4金曜日の10時半～17時
- 場 所：田辺市民総合センター 2F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833（FAX 同番号）
- 対 象：田辺市を中心に紀南で活動中または活動しようとする団体

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2・4水曜日の10時～16時
- 場所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX 0736-33-0095
- 対象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

■ NPO 出張相談・出張講座について

県内の NPO・ボランティア団体、行政機関・社会福祉協議会、企業等を対象とした NPO 出張相談・出張講座を承っています。概ね5名以上のグループが対象となります。ご利用は無料ですが、会場の賃借料がかかる場合はご負担をお願いします。

- 想定される主なテーマ 「NPO とはなに？」「NPO 法人制度とは」「NPO 法人の役員の役割」「NPO 法人と事業報告」「NPO と行政・企業との協働の基礎」など NPO にまつわる基礎的な内容。お気軽にお問い合わせ下さい。

■「わか愛愛」バックナンバーについて

本紙「わか愛愛」の2013年5月以降のバックナンバーは和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」に掲載しています。和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」ページの「情報紙バックナンバー」のリンクからどうぞ。

サポートセンターからのご案内

サポセン初の日本政策金融公庫等との共催事業を開催します。NPO 活動を一歩ステップアップ！

わかやま NPO・ソーシャルビジネス合同セミナー

日本政策金融公庫と水城会計事務所、それに和歌山県 NPO サポートセンターの三者の連携による合同セミナーです。

日時 7月18日（土）13:30～16:30

場所 和歌山ビッグ愛9階 会議室B

内容

第1部 講義「最新版！NPOを取り巻く政策動向」

志場 久起（和歌山県 NPO サポートセンター長）

第2部 講義「NPO 実務担当者に必要な会計知識」

松本哲也さん（水城会計事務所）

第3部 ソーシャルビジネスのための資金調達

大曲信之さん（日本政策金融公庫和歌山支店

国民生活事業融資第二課長）

第4部 名刺交換会・個別相談会（事前予約制）

参加費 無料（事前申込みが必要です）

お申し込み方法 日本政策金融公庫和歌山支店まで所定の申込み用紙をファックスにてお送り下さい。

なお、申込み用紙は和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」からダウンロードできますので、ご利用下さい。

NPO 交流会～活動体験・健康編～

県内の NPO 活動を広く知っていただくための NPO 交流会を不定期で開催します。今年度第1回は7月25日開催！

◆日時 7月25日（土）14:00～16:00

◆場所 和歌山ビッグ愛9階 会議室C

◆内容 ラフターヨガ・わかやま、NPO 法人ゆうゆうスポーツクラブ海南のみなさんをゲストにお迎えし、活動の体験と交流会を開催。気持ちよく身体を動かしリラックスした後は、交流会でネットワークを広げませんか。

◆参加費 無料（事前申込みが必要です）

◆定員 30名

◆申込み締切 7月22日（水）

◆備考 軽く体を動かしますので、動きやすい服装でタオル、飲み物等を各自持参ください

◆お問い合わせ・お申し込み

和歌山県 NPO サポートセンター

TEL 073-435-5424 FAX 073-435-5425

E-mail info@wakayama-npo.jp

NPO のご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター （和歌山ビッグ愛9F） TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425 メール：info@wakayama-npo.jp URL：http://www.wakayama-npo.jp	【受付時間】 火曜日～土曜日 9:00～20:50 （21:00閉館） 日曜日 9:00～17:30 【休館日】月曜日・祝祭日・ 年末年始（12/29～1/3）
--	---

和歌山県環境生活部 県民局 県民生活課 NPO・県民活動推進室
（和歌山県庁本館2F）
TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771
メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp
URL：http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

和 になろう 県内で市民活動を行う
団体や人を紹介します

色川地域振興推進委員会

NO.19

多様な色のある地域に

那智勝浦町の山間部、那智山の西側に色川地区という集落があります。色川地区には210世帯・379人が暮らしていますが、そのうち新規定住者は73世帯・175人（2015年1月現在）と、人口の半数弱が移住者という全国的にも珍しい地域です。

なぜ色川に移住する人が多いのか、色川地域振興推進委員会の取り組みから、その秘密を探ります。

地域に暮らす先人たちの想い

今から約40年前、高度経済成長の余韻が残り、限界集落という言葉さえなかった時代、すでに色川地区の人口は減少しはじめていたといえます。色川に暮らす先人たちは、将来の色川の状況を危惧していました。

一方で都会には、有機農業を推進する若者たちがいました。当時は農業は農家が代々行うのが当たり前の時代で、有機農業をするための土地を確保するのは困難な状況でした。そんなとき彼らが色川地区に土地を貸してほしいと相談に訪れたことから、移住者の受け入れがはじまりました。

地域として受け入れを開始

受け入れから約10年が経ち、次第に色川地区にも移住者が増えてきました。ただ、地域住民と移住者の間で、考え方の違いから壁ができてしまうのではないかと懸念が出始めました。「このままではいけない」と、住民組織として立ち上がった「色川地域振興推進委員会」内に『定住促進班』が設置されることになりました。

実は色川に移ってきても残念ながら家庭の事情や、地域に合



地域の運動会 学校の存続が地域の根幹

わないと再び転居してしまう世帯も多かったといえます。親の介護など、家庭の事情で出ていくのはやむを得ない。しかし「地域に合わない」

といった理由での転居は受け入れ前に対策ができるのではないかと考え、4段階にわたった仕組みを作りました。



地域にとけこむ移住者の方とともに花見も

まず、移住希望者に電話で色川がどんな地域かを詳しく伝えます。そして集落に来てもらい15家族ほどを訪問してもらいます。人を通じてどんな地域かを少しでも知ってもらい地域も移住希望者がどんな人なのか知ること努める、そんな「お見合い期間」を設けています。これが最も大切だと考えています。最終的に、希望者が移住したい、住民がお世話したい、という気持ちになったら空き家等の紹介をします。委員会としては、地域に溶け込むきっかけづくりと、住居や農地の紹介以外には行いません。自ら地域に溶け込んでいく姿勢こそが大切と考えるからです。仕事は移住者が自分で努力して探したり起こしたりするものと捉えています。

結局大切なのは人とのつながり

移住を決めたほとんどの人は、色川という場所よりも、知り合った人に惹かれて移住する人が多いといえます。移住者の数だけを意識するのではなく、どうすれば定住するかに力を注ぐ事が重要で、移住者側も地域住民との関係を築き、そこで何をしたいのか、しっかりとビジョンを持つことが大切と考えています。

「結局のところ、人同士のつながりが最も大切です。」と委員会の原さんは言います。便利だけでも、隣人との人間関係が少ない都会の暮らしではなく、密接な人間関係が求められる田舎暮らし。～不便だけど人との絆を大切に～そんな色川地区の皆さんの人柄が、人を引き付ける魅力なのだと感じました。

色川地域振興推進委員会

東牟婁郡那智勝浦町大野 2228-1 TEL 0735-56-0101 平日 9:00～17:00 URL http://wakayama-irokawa.com/

INDEX

表紙：特集「和になろう」／色川地域振興推進委員会

p.2：新規設立 NPO 法人紹介、助成金・イベント情報

p.1：NPO 法人制度と一般法人制度

p.3：サポートセンターからのお知らせ・ご案内

NPO 法人制度と一般法人制度

一般社団法人・一般財団法人（以下「一般法人」）制度をご存じですか？かつて、社団法人・財団法人は主務官庁の認可を受けないと設立できませんでした。公益法人改革を受けて、2008 年 12 月に法務局への登記のみで設立できる一般法人制度がスタートしました。一般法人は最近急増していますが、NPO 法人とはどう違うのか、探ります。

一般法人とは

まず、一般法人と NPO 法人の大まかな違いを別表にまとめました。定款認証と登記だけで設立できる一般法人はスピード感が要求された東日本大震災の復興の担い手としても注目されました。制度の仕組み上、正確な法人数の把握は困難ですが、「公益法人協会」の推計では制度開始から 5 年半で新たに約 2 万もの一般法人が誕生したとみられています。

一般法人は原則として全収入に課税されますが、定款の定めで**非営利活動・共益的活動に特化している場合は、NPO 法人と同等の税制が適用**されます。日本 NPO センター・公益法人協会が合同で一般法人を対象にこのほどおこなった調査では、**回答した一般法人の半数が NPO 法人同等の税制が適用**されていることがわかり、NPO 法人とほぼ同等の公益的な事業活動をおこなっている団体が多いものと思われます。

また、一般法人設立時に NPO 法人格を検討した団体が全体の 3 割を超えています。そのうえで一般法人を選択した理由としては「公益等認定委員会」の審

■ 一般法人と NPO 法人の違い			
	一般法人		NPO 法人
	一般社団法人	一般財団法人	
根拠法	一般社団法人と一般財団法人に関する法律		特定非営利活動促進法
設立手続	公証人の定款認証と登記		所轄庁の認証と登記
設立にかかる日数	特になし		2 ～ 4 ヶ月
対象となる活動	特に規定なし		法律に定める 20 分野
法人税課税	非営利徹底型・共益型法人は収益事業のみ課税、普通法人型は全収入に課税		収益事業のみ課税
情報公開	定款・社員名簿等の事務所への備え置き。ただし閲覧は社員・評議員、債権者に限定		所轄庁での閲覧、事務所への備え付け
社員数	2 人以上	該当なし（3 名以上からなる評議員会の設置必須）	10 人以上
理事数	理事会を設置する場合は 3 名以上、以外は 1 名以上	3 人以上	3 人以上
監事数	理事会を設置する場合は 1 名以上、以外は任意	1 人以上	1 人以上
財産・基金	基金設置が可能	純資産 300 万円以上	特になし

「非営利法人格選択に関する実態調査」より。一部改編

査を経て公益社団・財団法人をめざしたいという意見だけではなく、**NPO 法人には所轄庁があり事業報告等の義務があるから、という消極的理由で一般法人を選択した団体も少なからずみられるようです。**

NPO 法人と一般法人との比較

和歌山県 NPO サポートセンターにも時折、NPO 法人と一般法人のどちらを選択すべきかという相談があります。先の調査では、08 年 12 月以降に設立された NPO 法人にも同時にアンケートをおこなっており、回答した NPO 法人の 2 割が一般法人を選択肢に入っていたようです。しかしながら、多くが**市民性をアピールしたい、社会的信用を得やすい、行政や企業等からの支援が受けられやすい、などという理由で NPO 法人を選択**しています。実際の助成金・補助金等の要項でも、NPO 法人は対象になっても一般法人は対象にならないという事業は多いように見受けられます。他セクターとの積極的な連携を想定すると NPO 法人が有利のようです。

しかし NPO 法人は「社員の資格の得喪に不当な条件をつけてはならない」という法律上の規定がある反面、一般法人ではその制約がありませんので、**法人運営や意思決定の迅速さを求めて一般法人を選択したという声も多い**ようです。逆に**一般法人では定款認証時や登記の際に費用がかかる**など、NPO 法人にはない金銭的負担があることを懸念する声もあるのも事実です。したがって、NPO 法人と一般法人、どちらにも優れている点とそうでない点があるようですね。

最近、NPO 法人数は 5 万を超えましたが、その増え方は鈍くなっており、最近は解散も急増していることから今後減少に転ずるのではないかという見方も出ています。逆に一般法人が急増しており、公益を担う法人が多彩になっています。

どの法人格を選択するかは団体のミッションや考え方によりますが、地域の課題解決に取り組もうという団体であれば法人格の違いを越えて理解と連携を深めて、活動にあたりたいですね。

■参考
非営利法人格選択に関する実態調査
http://www.jnpoc.ne.jp/?p=7457
公益法人制度改革の進捗と成果について
https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/sintyoku_seika.pdf

新規設立 NPO 法人 紹介コーナー

2015 年 5 ・ 6 月に設立された団体です

◎地域自立支援ハウスすさみ（すさみ町）
2015 年 5 月 14 日設立 代表者 阿部 育生

◎潮都会（海南省）
2015 年 5 月 21 日設立 代表者 池田 隆明

助成金 & 支援情報

耕作放棄地再生活動協働モデル事業企画提案 2 次募集

中山間地域等が抱える課題を解決するため、活動団体が持つ新たなアイデアや社会経験を生かした企画提案を広く募集します。
【補助対象団体】和歌山県内に所在する生産組織や小中学校等、または、県内に事務局のある NPO 法人あるいは非営利の社会貢献活動を行う団体（法人格を持たない団体を含む）
【補助要件】
① 活動団体と行政が協働することで、より大きな事業効果が期待でき、今後のモデルとすること
② 県内の中山間地域（和歌山市を除く市町村）において、概ね 10a 以上で実施すること
③ 市町村が実施した荒廃農地の発生・解消状況に関する調査で、荒廃状況区分が A 分類（再生利用が可能な荒廃農地）または B 分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）に位置づけられた農地（予定を含む）で実施すること
…その他、公益性、期限（契約締結日から来年 3 月上旬まで）、他の補助金等を受けている場合は明確に事業を区分できること、などの要件を満たす必要があります。
【委託金額】概ね 20a 以上で取り組む場合は 1 団体につき 50 万円を限度、20a に満たない場合は 1 団体につき 25 万円を限度として企画提案内容に応じて決定。
【締切】7 月 31 日（金）必着
【問い合わせ】和歌山県庁農業農村整備課（073-441-2943）
【備考】詳しい募集要項、応募用紙は同課ウェブサイトから入手できます。

ボランティア情報

さをり織りボランティア

視覚と聴覚双方に障がいを持つ盲ろう者の方の生活拠点の設置を目指して「さをり織り」製品のチャリティ販売をおこなっています。この製品づくりをお手伝いいただく方を募集しています。
【場 所】はあと・つう・はんど（JR 和歌山駅前みその商店街）
【内 容】ストールやコースターなどの制作。初心者の方にはスタッフがわかりやすく指導します。また時にはご自身のためのものを織っていただくこともできます。
【問合せ】和歌山盲ろう者友の会（073-498-7756）

イベント情報

スペイン現在陶芸と日本の交流芸術祭「ミシオン・セラミカ」

「ミシオン・セラミカ」とは「伝道・陶芸」という意味。日本と

◎岩出まなびくらぶ（岩出市）
2015 年 6 月 4 日設立 代表者 増尾 敏宏

※ このコーナーでは、和歌山県内で新しく設立された NPO 法人の情報をお届けしています。

スペインの陶芸家による現代陶芸の展示会などを「紀の国わかやま国体・文化プログラム」の一環として開催します。
【日 程】7 月 19 日（日）から 9 月 27 日（日）までの期間の土曜・日曜の 11:00 ～ 15:00。ただし 9 月 19 日・20 日は休館。
【場 所】八幡工房（紀美野町小畑）
【入場料】無料
【主 催】銀聲舎（070-5500-9003）
【備 考】ウェブサイト（http://www.fallinland.jp/ceramica/）もご覧下さい。会期中には和歌山県民文化会館などでの美術展、9 月 12 日には和歌山大学松下会館でのシンポジウムなど、各地で様々なイベントも予定。

和歌山県障がい者スポーツ指導員養成講習会（初級）

主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し「喜び」や「楽しさ」を重視したスポーツの導入を支援する方向けの講習会です。
【日 程】8 月 2 日（日）9:00 ～ 17:30・9 日（日）9:00 ～ 17:00・23 日（日）9:00 ～ 18:00
【場 所】和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
【対 象】18 歳以上の方で、講習後、障害者スポーツ活動の振興事業に貢献する意欲のある方。
【定 員】30 名
【申込み締切】7 月 21 日（火）
【参加費】テキスト代などが必要です。詳しくはお問い合わせ下さい。
【主 催】和歌山県障害者スポーツ協会（073-445-7314・メール wssk@nike.eonet.ne.jp）

親子でラフター・ヨガ体験会

「笑いヨガ」を通じて健康に。この機会に体験してみませんか。
【日 程】8 月 5 日（水）14:00 ～ 16:00
【場 所】和歌山市中央コミュニティセンター
【参加費】500 円（子どもは無料）
【主 催】ラフターヨガ・わかやま（090-2359-7921・藤島さん）

イベント情報をお寄せ下さい

和歌山県 NPO サポートセンターでは、県内の NPO・ボランティア団体のみなさまからイベント情報を募集しています。
いただいた情報は和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」内の情報発信ブログでご紹介するほか、毎月 1 日・15 日配信のメールマガジン、本情報紙などでも配信しています。チラシをメールやファックスでお送りいただいても構いません。
みなさまからの情報をお待ちしております。
【送付先】和歌山県 NPO サポートセンター
FAX 073-435-5425 メール info@wakayama-npo.jp
なお恐れ入りますが、確実にみなさまにご案内できるよう、イベント等開催日の 2 週間以上前にお送り下さい。